

袋井市教育委員会 会議録（要旨）

会 議 名	令和6年10月 袋井市教育委員会 定例会
招 集 日 時	令和6年10月29日(火)午後1時30分
会 議 時 間	午後1時25分から午後2時46分まで（1時間21分）
場 所	浅羽支所 2階会議室
出 席 者	鈴木一吉 教育長 鈴木万里子 委員 溝口知秀 委員 吉田陽子 委員 (計：4人)
欠 席 者	大谷純應 委員
傍 聴 者	無し
当局出席者	石黒克明 教育部長 小澤一則 教育監 山本 浩 教育企画課長 平野邦孝 未来の教育推進室長 戸塚建司 おいしい給食課課長 荒浪 健 子ども未来課長 戸塚隆雄 育ちの森所長 神田明治 学校教育課長 中村悟史 魅力ある部活動推進室長 大庭尚文 生涯学習課長 小久江暁子 袋井図書館長 白澤 崇 歴史文化館長 長谷川美徳 教育企画課参事兼教育総務係長 (計：13人) (合計：17人)
会議に付した 事 件	別紙「令和6年10月 袋井市教育委員会定例会 会議日程」の とおり

令和6年10月 袋井市教育委員会定例会 日程
会 議 日 程

- 日程第1 開 会
日程第2 会議録署名委員の指名
日程第3 会議録の承認
日程第4 教育長報告
日程第5 教育部月例事業報告
日程第6 議 事（会議に付すべき事件）

（1）協議事項

- 協第8号 「こども家庭センター」の設置に向けた検討状況について
協第9号袋井市月見の里学遊館条例の一部改正について
協第10号袋井市メロープラザ条例の一部改正について
協第11号袋井市月見の里学遊館条例施行規則の一部改正について
協第12号生涯学習課所管 市内文化施設における台風等による警報等発令時、解除時等の対応基準について
協第13号子ども未来課・育ちの森所管 市内子育て支援施設等における台風等による警報等発令時、解除時等の対応基準
協第14号小学校特別支援学級（病弱）開設について

（2）報告事項

- 報第102号寄附品の受納について
報第103号「まちじゅう図書館」推進システム構築作業に伴う休館及びシステム構築後の運用について
報第104号公立学校施設における空調（冷房）設備の設置状況調査、冷風扇保有状況調査について
報第105号袋井市立小中学校学校運営協議会委員の解任又は任命について

日程第7 その他

（1）連絡事項

- ア令和6年度「高校生リーダー講座」の実施について

イ郷土資料館企画展「法多山の寺宝」の開催について

ウ青空図書館の開催について

（2）次回定例会等の予定について

- 11月教育委員会定例会
令和6年11月19日（火） 午前9時30分 教育会館 3階 ICT研修室

（3）その他

日程第8 閉 会

1 開会

●教育長

2 会議録署名委員の指名

●教育長

鈴木委員 と 吉田委員 を指名

3 会議録の承認

●教育長

9月の定例会の会議録については、承認

4 教育長報告

●教育長

資料に基づき、主な内容を報告

5 教育部月例事業報告

●各課長

資料に基づき、各課長から主な事業を報告

6 議事

【議決事項】

●教育長

今回は、議決事項はございません。

【協議事項】

●教育長

協議事項について、事務局から説明をお願いします。

協第8号 「こども家庭センター」の設置に向けた検討状況について

●育ちの森所長

資料に基づき説明

●教育長

児童福祉法でこども家庭センターの設置が努力義務ということになりまして、実は磐田とかは既に設置済というところなんです。ある意味相談窓口を一本化して市民にわかりやすい相談体制を構築しているという事なので、非常にわかりやすいかなあと。袋井市は先ほど言ったとおり母子保健と児童福祉の相談窓口が分かれています。母子保健は総合健康センター、元の病院のところなんです。児童福祉はしあわせ推進課なので、本庁舎と家庭児童相談室はカンガルーのぼっけだったりするので、ある意味分かれています。で、もう一つぬっくは法律に基づく機関ではなくて、袋井市独自の機関なので、市として判断をして設置をし

ている相談機関ということになりまして、それらがある意味市民から見るとわかりにくいということもあるので、こういう法律の改正を契機に是非まとめましょうということになっているのですが、まとめる場所がまずはなく、当面はおそらく組織は作ったけれども場所はばらばらということにならざるを得ないのかなあというふうに思っています。何でもかと言うと、今総合健康センターの見直しをやっているとして、その施設が古いので。それを何とかしないといけないということで多分10年計画位で見直しますと。まあ建て替えなのか、改修なのか、増築なのかわかりませんが。そういうことをやるので今その検討会を行ってまして、母子保健の部分は今総合健康センターの中に既にあるものですから、その中に総合健康センターとして母子保健の部分をどうするかと言った時に、それじゃあこども家庭センターをどうしますかという議論と一緒に並行で検討せざるを得ないという状況になっているので、当面はこども家庭センターという組織を作ったとしても施設は離れていますねという事にならざるを得ないと。よく言えば、将来的にはまとめますよちゃんとという話なんですけれども、今はまとめることができないですねという話になっておりますという事でございます。

●吉田委員

将来的にはぬっくというそういう相談窓口が教育委員会から外れるということも考えられるということですか。

●教育長

組織的には来年度からぬっくについては、教育委員会を外れてこども家庭センターの中に入るとなると、こども家庭センターそのものが今どこの部に所属するかがわかっていないので。磐田みたいにこども部という組織、要は総務部と同じように、こども部という組織を作っているの、そういう組織にするのか、いやいや総合健康センター内のこども家庭センターにするのかという議論が未だ煮詰まっていないのでわかりませんが、基本的にはぬっくはおそらくこども家庭センターの中に入ることになれば、教育委員会とは別の組織になっていくだろうなというふうに思います。ただ、ぬっくの現状を見ると、不登校の相談が一番多いということなので、教育委員会を離れたとしても、どうやって私共と一緒にやっていくかというところはしっかりやっていかなければならないという事なので、そこは連携の方策をしっかり考えないといけないと思っています。

●吉田委員

相談窓口がいっぱいあるのは良い事なようで、実は市民はどうしたら良いのだろうと。これとこれとは何が違うのだろうというのがわかりにくかったから、一本化するのがあるがたい。ただ、名前だけ一本化されて場所がバラバラだと結局なんだろうとなりそうだから早めに名実共に一本化してもらえたら良いなあと。

●教育長

ただこれは検討状況ですので、まだこれから流動的な要素があることをお含みおきください。

協第9号袋井市月見の里学遊館条例の一部改正について

協第10号袋井市メロープラザ条例の一部改正について

協第11号袋井市月見の里学遊館条例施行規則の一部改正について

●生涯学習課長

協第9号から協第11号まで一括して資料に基づき説明

●吉田委員

こういうメロープラザとか月見の里を利用する時に、ひとり親家庭とか経済的に苦しい方の補助というか、減額とかはあるのでしょうか。

●生涯学習課長

そういう方に対しての減免はありません。それ以外の支援制度があればそれを使っただけということです。

●教育長

高齢者はどうでしたか。中学生や高校生とかへの減免はあるか。

●生涯学習課長

市の統一の基準で、障がい者と就学前の子どもについては免除、小学生、中学生、高校生は50パーセント減額、65歳以上の高齢者については50パーセント以上が減額となっています。

●溝口委員

決め事にそってこうやって改定をするのは全然問題ないと思います。3年間で50パーセント位上がっているわけですね。使う人の方からすると今世の中で言われているように、給料が上がっているわけではないし、物価はどんどん上がって物価スライドみたいな形の値上げみたいな形にとれちゃうんですけど、その場合の使用する人が大幅に減っちゃうというような考え方はされたのか。

●生涯学習課長

そうですね。料金が上がることによって利用を控える方も中にはいらっしゃるのではないかと懸念はしております。

●溝口委員

減ることはもうしょうがないと。

●生涯学習課長

しょうがなくはないですけど、少しでもとどめるように理解を求めていくということです。

●教育長

この辺はマネージメントがすごく難しいところです。ある意味公共施設は民間よりよっぽど安いのが大前提になっていると思いますが、先ほど言いましたとおり単純な計算だともっとたくさん上げるところをある意味調整をして、この範囲に収めましょうということをやっている部分があって、そこはある意味市民サービスがあまりにも負担にならないようにという形ではやってはいるんでしょうけれども、一方で施設の維持管理については莫大なお金をやっぱり投じていかないといけないという話になってくる時に、そのバランスをどうやって判断するかということになるかと思います。今回は市民以外、市外の方は1.5倍にするということで市外にとってはもっと厳しい。他の市はもうとっくにやっているようですが。

●教育長

次の協第12号と協第13号については、先に連続して説明をお願いします。

協第12号生涯学習課所管 市内文化施設における台風等による警報等発令時、解除時等の対応基準について

●生涯学習課長

資料に基づき説明

協第13号子ども未来課・育ちの森所管 市内子育て支援施設等における台風等による警報等発令時、解除時等の対応基準

●子ども未来課長

資料に基づき説明

●吉田委員

最近大雨警報ってよく目にするんですけど、大雨警報でも十分台風並みに危ないなあという時があると思うのですが、それでもやっぱり特別警報と暴風警報は閉館だけど、大雨警報は開館っていうその違いはどういう基準なんだろうなというのを教えていただきたい。

●生涯学習課長

まずは警報レベルで危険性があるだろうというところで暴風警報、特別警報そこを定めさせていただきました。それ以外についても、情報を仕入れる中で利用者に危険が伴うような場合については休館するというのも視野に入れ、運営していきたいと考えています。

●溝口委員

今のと絡むのですが、原則というのがあるじゃないですか。原則を判断するのは誰なんですか。開館していてひどくなってきたから閉めようかというその判断はどなたがするのでしょうか。

●生涯学習課長

まず現場にいる館長や施設長がまずは判断し、教育委員会、我々の部署と相談をしながら最終決定をする事を想定しています。

●溝口委員

ということは、判断部署は教育委員会になるわけですね。

●生涯学習課長

はい。事務局と相談をしながら決定することになります。

●溝口委員

その現場の人にわかるようにしておかないとどうやって判断して閉めたらいいのか、閉めなくちゃいけないんだけど勝手に閉めてはいけないとか良いとかっていうそこを現場の人がわかるように是非しておいてもらいたい。

●教育長

何よりも利用者の安全確保が第一になるので、おそらくさっき吉田さんがおっしゃったとおり大雨警報でも降っている時と降ってない時とあるので判断が難しいでしょうけれども、なるべくリスクを最大に評価するような形で、少しでも危なくなるかもしれないと思ったら、休館の判断をするということで一応上記とは違う判断をしますよという記載をしています。どっかで線を引かないといけないというのは確かなので、大雨警報で単純に線を引いた時にどこまで本当にカバーできるか、正しいかというのは難しいかなあということもあったので、あとケースバイケースで判断をせざるを得ない部分があるかということ。でもさっき言ったとおり、リスクは最大限に評価しましょうということの施設と教育委員会側でリスクの意思疎通を語りたいたいなあと。子育ての方も同じですけどね。

協第14号小学校特別支援学級（病弱）開設について

●教育長

協議に入る前に、本案件については個人情報を含みますので、非公開としたいと思います。御異議はありませんか。

[質疑・意見]

なし

●教育長

それでは、協第14号を非公開といたします。

(非公開)

【報告事項】

報第102号寄附品の受納について

●教育企画課長

資料に基づき説明

[質疑・意見]

なし

報第103号「まちじゅう図書館」推進システム構築作業に伴う休館及びシステム構築後の運用について

●袋井図書館長

資料に基づき説明

[質疑・意見]

なし

報第104号公立学校施設における空調（冷房）設備の設置状況調査、冷風扇保有状況調査について

●教育企画課長

資料に基づき説明

[質疑・意見]

なし

報第105号袋井市立小中学校学校運営協議会委員の解任又は任命について

●未来の教育推進室長

資料に基づき説明

[質疑・意見]

なし

7 その他

(1) 連絡事項

(2) 次回定例会等の予定について

11月教育委員会定例会

令和6年11月19日（火） 午前9時30分 袋井市教育会館 3階 ICT研修室

(3) その他

8 閉 会

(午後 2 時46分閉会)